

4 計量士の活動内容の例

一般計量士

生産工場や百貨店・スーパーマーケットで使用される長さ計や質量計、体積計、温度計等の計量器の精度管理、商品量目や測定計画の策定、実施等の計量管理。

環境計量士(濃度関係)

工場から排出されるばい煙、排水や環境(大気・水域)及び工場跡地等土壌の中の有害物質、悪臭物質等の測定及び計量管理。

環境計量士(騒音・振動関係)

プレス、送風機等の騒音源を有する工場や建設工事、道路(自動車)、鉄道、航空機の騒音の測定及び計量管理。

5 計量士の資格を取得するには

計量士の資格を取得する方法は、2つの方法があり、**国家試験コース**(計量士国家試験に合格し、かつ実務経験その他の条件を満たし登録)と**資格認定コース**(国立研究開発法人産業技術総合研究所の教習の課程(計量研修センター <https://www.nmij.jp/~metroltrain/>)を修了し、実務経験などの所定の条件を満たして計量行政審議会が認め、登録)があります。

詳細は経済産業省HPへ
http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/tec_hno_infra/20_keiryoushi.html

計量啓発標語 (平成26年度の最優秀作品及び優秀作品)



安心を 陰で支える 正しい計量

いしくろ ひでたか
滋賀県 石畝 秀高さん



計量は 暮らしを守る 見張り番

あんざい ゆきまさ
福島県 小学6年 安齋 佑希将さん



変わる時代に変わらぬ計量の大切さ

はしだて ひでき
新潟県 橋立 英樹さん

●計量啓発標語とは

多くの方々に正確な計量への意識を高めていただくことを目的に、平成13年度から計量啓発標語の募集を毎年実施しています。14年目にあたる昨年(平成26年度)は、全国から521点の応募がありました。

何でもはかってみようコンテスト



紙のちがいと強さの変化

こうの さき
広島県 小学5年 河野 咲季さん



味かくの実験

むらやま
宮城県 小学3年 村山 にこさん



体温変化～ヒヤッとしたとき体温は下がるのか?～

とよだ こうだい
茨城県 小学6年 豊田 耕大さん



けんこうな体をつくるためにはかってみよう!
1日に必要な野菜・ジュースやおかしにふくまれるさとうの量

やまざし りんたろう
福島県 小学2年 山岸 いそらさん 小学3年 山岸 倫太郎さん 小学5年 山岸 しずくさん

●何でもはかってみようコンテストとは

小学生が、学校や家庭生活の中の身近なものについて、「はかることの楽しさ・大切さ」を実践する機会を提供して、小学生の理科教育及び考える学習の推進を図ることを目的に、平成17年度から「何でもはかってみようコンテスト」の募集を毎年実施しています。10年目にあたる昨年(平成26年度)は、全国から106点の応募がありました。

※平成26年度入選作品について、(一社)日本計量振興協会ホームページで詳しくご覧いただけます。

募集から入選作品決定までのスケジュール

6月中旬	地方行政機関、計量関係団体、企業、(一社)日本計量振興協会HPを通じて作品を募集します。
9月初旬	応募を締め切ります。
10月中旬	「計量記念日実行委員会」及び「何でもはかってみようコンテスト審査委員会」において、厳正に審査し、入選作品を決定します。
11月2日	計量記念日全国大会において、最優秀作品及び優秀作品を発表・表彰します。

発行日 平成27年9月25日
発行所 平成27年度 計量記念日組織委員会
〒162-0837 東京都新宿区納戸町 25-1 TEL.03-3268-4920(代表)

日計振 検索

計量のひろば

No.58

特集 計量士とは

11月1日は計量記念日

特集 計量士とは

計量士制度の沿革

昭和27年に計量法が施行され、
資格者としての計量士国家試験は昭和28年から実施されています。
Certified Measurer & Environment Certified Measurer

1 計量士とは

計量士は、計量法という法律に定められた国家資格です。
計量法では、計量に関する専門的な知識と技術を有する者に計量士の国家資格を与え、計量器の検査、その他の計量管理に係る分野の職務を担当させ、計量法の円滑な施行と適正な計量の実施の確保に寄与させること、としています。

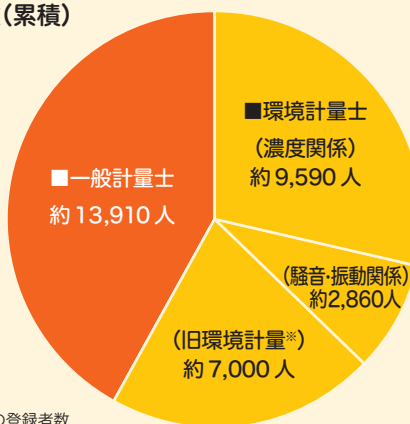
2 計量管理とは

事業所、店舗等での計量器の整備、計量の正確保持、計量方法の改善など適正な計量の実施を確保するための措置を講ずること。

3 計量士の登録者数

計量士の資格は、職務内容に応じ、一般計量士及び環境計量士(濃度関係)、環境計量士(騒音・振動関係)の3区分に分かれています。

計量士の登録者数(累積)
平成26年度末



※平成5年法改正前の区分の登録者数
(「濃度関係」、「騒音・振動関係」に分割以前)

登録者数は経済産業省HP(計量士とは)より

6 計量士国家試験(受験資格は特別ありません。)

- ・試験日:3月上旬(日曜日)
- ・計量士国家試験科目

	科目		計 量 関 係 法 規 論	
	環境計量士(濃度関係)	環境計量士(騒音・振動関係)		
試験区分	環境計量に関する基礎知識(化学)	環境計量に関する基礎知識(物理)	計量に関する基礎知識	計量管理概論
	化学分析概論及び濃度の計量	音響・振動概論並びに音圧レベル及び振動加速度レベルの計量	計量器概論及び質量の計量	

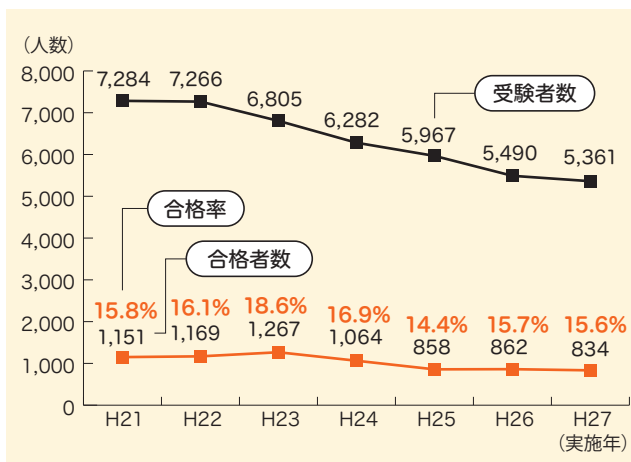
経済産業省HP(第65回計量士国家試験の結果について)より

※平成28年3月実施の計量士国家試験については、以下の経済産業省HP又は官報(9月上旬)でご確認ください。

<http://www.meti.go.jp/information/license/index.html#001>

(実施情報の「第66回計量士国家試験」を参照)

7 計量士国家試験の合格率



数値は経済産業省HP(計量士国家試験の結果について)より

8 計量士の職務範囲

計量法で次のように規定されています。

一般計量士

定期検査に代わる計量士による検査

定期検査とは、一般商店(精肉、野菜、茶等)、スーパーマーケット、百貨店等で取引・証明に使用する計量器の精度維持のため都道府県知事、特定市町村長が行う検査です。取引・証明に使用する計量器の定期検査を計量士が代わって行う検査です。

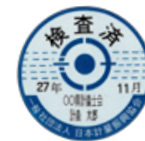


計量証明検査に代わる計量士による検査

計量証明検査とは、一般計量証明事業者、環境計量証明事業者が使用する計量器の精度維持のために都道府県知事が行う検査です。この検査に代わって計量士が行う検査です。

適正計量管理事業所の計量管理

適正計量管理事業所とは、計量法で規定する特定計量器(はかり等)を使用する事業所であって、計量士の指導のもと適正な計量管理を行い、一定の基準を満たすと認められたものについて、「適正計量管理事業所」として都道府県知事の指定を受けることができる制度です。指定の標識を掲げることができ、自主的に計量管理を行うため、行政の行う定期検査を免除され、事業所の社会的信用度が高まります。



適正計量管理事業所のマーク

環境計量士

環境計量証明事業所の計量管理、環境計測・分析【濃度(大気中、水及び土壌中の物質)、音圧レベル(聴感補正に係るものに限る。)、振動加速度レベル(感覚補正に係るものに限る。)]及び計量証明書の発行。